

# 地域団体商標制度の お知らせ

商標法の一部が改正され、  
平成18年4月1日から地域団体商標登録の出願の受付を開始します。



## 地域団体商標制度とは？

地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体が地域団体商標として登録することを認める制度です。

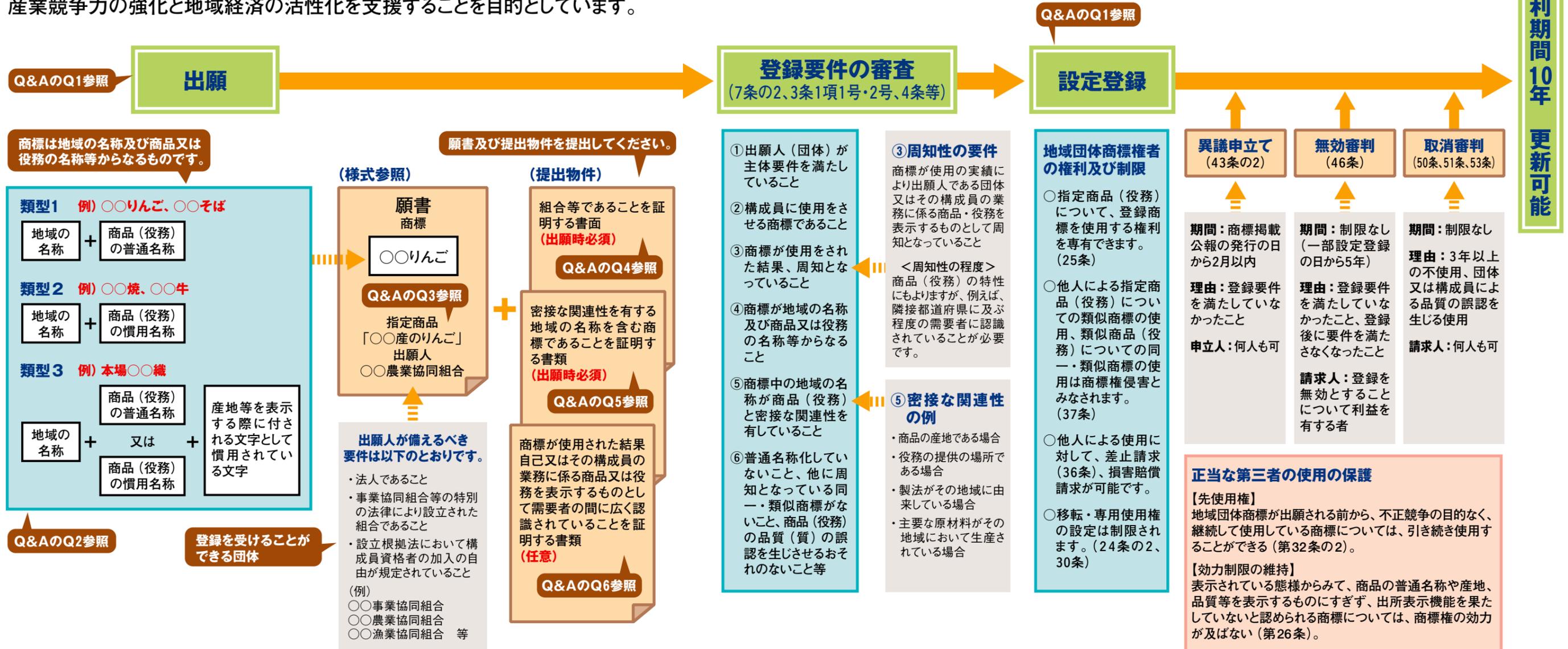


特許庁

# 地域団体商標登録出願の流れ

## 地域団体商標制度の目的

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的としています。



### Q1 地域団体商標の出願料及び登録料はいくらですか？

A1 出願料は6,000円＋（15,000円×区分数）、登録料は66,000円×区分数です。書面が出願する場合には、別途電子化手数料として1件1,200円＋（700円×書面の枚数）が必要になります。

### Q2 「地域の名称」や「商品（役務）の慣用名称」にはどのようなものが含まれますか？

A2 「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれます。「商品（役務）の慣用名称」には、例えば、①商品「織物」「和服（長着）」「帯」について、「織」「袖」の名称、②商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称、③商品「豚肉」について「豚」の名称、④役務「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称です。

### Q3 指定商品（指定役務）はどのように記載すればいいのですか？

A3 指定商品（指定役務）は、地域の名称と商品（役務）の関係が明確になるように、例えば、次のように、記載してください。

- ①地域の名称が商品の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の△△（商品名）」と記載。
- ②地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」と記載。
- ③地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」と記載。
- ④地域の名称が役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における△△（役務名）」と記載。

### Q4 「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」は、どのような書面を提出すればいいのですか？

A4 例えば、「登記事項証明書」及び正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨（加入の自由）の定めが規定されている組合等の設立根拠法の写しです。なお、願書に設立根拠法及び条項を記載することにより「設立根拠法の写し」の提出に代えることができます。

### Q5 「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、どのような書類を提出すればいいのですか？

A5 地域の名称が商品の産地である場合を例にとると、出願人又はその構成員が商標中の地域名に表された地域において商品を生産・加工等をしていること、及び出願に係る商標をその商品について使用していることが把握できるものを提出する必要があります。

例えば、新聞・雑誌・書籍等の記事、公的機関等の証明書、パンフレット、カタログ、組合員名簿、内部規則です。

### Q6 「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」は、どのような書類を提出すればいいのですか？

A6 商標が需要者の間に広く認識されていること（周知性）の判断は、①使用開始時期、使用期間、使用地域、②生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模、③広告宣伝の方法、回数及び内容、④一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数、内容等の事実を総合勘案して行います。また、その事実を証明する証拠としては、例えば、①仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿、②広告宣伝が掲載された印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）、③一般紙、業界紙又は雑誌等の記事等が考えられます。

## 地域団体商標登録願の様式

以下の様式にしたがって記載します。(注：現在、検討中の様式です。今後変更される場合がありますので、出願する際は商標法施行規則改正後の様式を確認してください。)

【書類名】 地域団体商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品 (指定役務)】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】 商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類 1

(【物件名】 商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類 1)

**Q7** 地域の名称と商品 (役務) の名称等の組合せ以外の商標については、地域ブランドとして登録できないのでしょうか？

**A7** 一般に使用されている地域ブランドには、地域の名称と商品 (役務) の名称等からなる商標や、識別力のある文字又は図形等からなる構成の商標があります。今回の商標法改正により、地域の名称及び商品又は役務の名称等のみからなる商標については、一定の要件を満たせば地域団体商標として登録を受けることができるようになります。他方、識別力のある文字又は図形等からなる構成の商標については、他の登録要件を満たすことにより従来どおり通常の商標として登録を受けることができます。

**Q8** 同一の商標を使用して周知性を獲得している団体が複数ある場合は、どの団体に登録されるのですか？

**A8** 複数の団体がそれぞれ周知性を獲得している場合は、このうちのひとつの団体が出願しても、登録を受けることはできません。ただし、それらの団体が共同で出願した場合には、この限りではありません。

### パンフレットについての問い合わせ先

特許庁審査業務部商標課  
電話 03-3581-1101 (代表) 内線 2806  
電子メール PA1T80@jpo.go.jp

特許庁ホームページアドレス  
<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

平成17年9月発行